

埼玉東部通信

~ 2014.10 Vol.5 ~

埼玉東部法律事務所

〒343-0816
埼玉県越谷市弥生町3番33号
越谷東駅前ビル5階
TEL:048-965-2600
FAX:048-965-2627

特集 STOP! 労働法制改悪 「残業代なし」では安心して働けない!



日本労働弁護団ホームページより

律は、1日8時間、週40時間を超えて働くことを、「残業させる」として禁止しています。一定の要件をみたした場合に初めて残業させることとは違法であり、刑事処分を受けることもあります。さらに、残業させることが合法か違法かにかかわらず、残業をさせた場合は、割増分を含んだ残業代を支払わなければなりません。

このように、法律は残業させることをかなり厳格に規制しているといえます。

1日8時間労働であれば、8時間は仕事に8時間は休憩・食事、

労働時間規制は人間らしい生活のために重要です

**安倍政権がねらう
「労働時間ではなく**

A black and white portrait of a middle-aged man with dark hair, wearing a dark suit jacket, a white shirt, and a striped tie. He is looking directly at the camera with a neutral expression.

弁護士 田中浩介

趣味など自分のことや家族や仲間とのために、そして8時間は睡眠にあてることができまさにワーライ

金のリノクを切り離す
といふことが、残業を
してもそれに見合う残
業代を払わなくてよい
ということを意味して
いることは明らかです
が、働き過ぎ防止のた
めの取り組みを強化す
れば、よりよい制度が
できるのでしようか。

「残業代なし」の制度
の弊害は明らかです
（つづく） 残業代

の中の働きを評価されることは、もちろんあります。過労死等防止対策推進法に反する立法は許されません。

も広く認識され、その問題への対策の必要性が十分理解されたからにはなりません。

になることばかりです。安部政権は、当初から標榜しているように、「政界で一番企業が活動しやすい国を目指す」という考えが何よりも先にあるのです。そこには、従属的な地位に立たざるをえない、多くの労働者に対する

金のリンクを切り離すということを意味していることは明らかです。が、働き過ぎ防止のための取り組みを強化すれば、よりよい制度ができるのでしょうか。業代を払わなくてよいということを意味していることは明らかです。でもそれに見合う残業代を払わなくてよいということを意味していることは明らかです。それでもそれには残業代を払わなくてよいということを意味していることは明らかです。が、働き過ぎ防止のための取り組みを強化すれば、よりよい制度ができるのでしょうか。

「残業代なし」の制度の弊害は明らかです。そうすると、残業代を払わなくてよいとなれば、残業そのものを強力に規制することができなければ、容易に長時間労働をさやることができてしまうでしょう。そうなつたら働く人が健康を害するおそれが非常に高くなってしまいます。

一定以上の高収入を得ている労働者であれば、「自律的な働き方」ができるから心配ないといえるでしょう。しかし、高収入の労働者にも働きすぎの問題があり、現に過労死も起こっています。

「高い給料を払っているんだから、もっと働く」という傾向が強まるであろうことは、否定できないのです。また、いったん年収を基準として適用除外が認められてしまえば、やがて、この基準は、800万円、さらに…と下げられてしまうでしょう（消費税も、最初は3%でした。）。首相も厚労大臣も、基準が下がらないとは、決して言わないのです。

また、「労働時間ではなく、成果で賃金を決める」とうたわれていますが、現在でも、特に正社員の場合、基本給+諸手当という形で賃金が決まっており、労働時間で賃金を決めているわけではありません。労働時間規制があつても、一定の時間

「過労死等防止対策推進法」に反する
立法は許されません

「政界で一番企業が活動しやすい国を目指す」という考えが何よりも先にあるのです。そこには、従属的な地位に立たざるをえない、多くの労働者に対する温かいまなざしはおよそ見出すことはできません。「賃の高い雇用を通じた成長」をめざすとしたG20（2011年9月）の首脳宣言ともかけはなれています。

そして、不利益を被るのは、多くの働く人たちなのです。このような「改革」を実現させないように、強い取り組みが求められています。

